平成２２年（フ）第６４２号
大分県由布市挾間町下市759番地１
破産者　田村眞理子
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
北海道北見市南仲町３丁目７番５号　ロジングさいわいＢ館
破産者　田中　　修
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
秋田県秋田市手形山南町８－６、旧住所秋田県由利本荘市矢島町城内字八森下133番地
破産者　佐藤　正人
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第７号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地46
破産者　佐藤　明子
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３０号
栃木県小山市城東２丁目12番33号　前田コーポ501号
破産者　赤濱　勝儀
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３６号
富山市三室荒屋70番地
破産者　畔田　　博
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
長野県上田市諏訪形32番地４、前住所上田市天神４丁目５番６号
破産者　城田　博志
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４４号
京都府京田辺市山手西２丁目15番地22、開始決定時の住所京都府京田辺市大住関屋35番地の28
破産者　福田　　進
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
熊本県八代市高島町4536番地　５―13
破産者　山口　久雄
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３６９０号
東京都世田谷区喜多見１丁目20番８号Ａ102
破産者　有限会社蕪村
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８０７号
東京都大田区上池台５丁目７番17号
破産者　有限会社ダイワ
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４３８号
東京都大田区田園調布本町44―４―205
破産者　楡井　健一
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６０８号
東京都大田区東矢口３丁目３－３―607
破産者　新山　惠幸
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２６１号
東京都台東区上野桜木２丁目12―５―202
破産者　半田　静子
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４５４号
東京都稲城市長峰３丁目２－２―1004、開始決定時の住所東京都中央区晴海１丁目７－２―202
破産者　菊谷友紀子
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１６号
東京都世田谷区南烏山３丁目13―６　芦花ハウスⅡ503
破産者　岡野　晃子
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４３２号
東京都世田谷区等々力４丁目16―24―111、開始決定時の住所東京都目黒区中根１丁目25―17―901
破産者　崔　　昌範
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３４４号
東京都葛飾区東堀切２丁目21―10―205、開始決定時の住所東京都葛飾区お花茶屋２丁目13―９
破産者　廣石　次也
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部